

2 循 環 号 外
令和 2 年 5 月 2 6 日

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会会長 様

愛 知 県 環 境 局 長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言解除後の廃棄物関係の
窓口業務について (通知)

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令に伴う許可申請や各種届出、
相談などの窓口業務について、令和 2 年 4 月 1 0 日付け 2 循環号外で通知したところ
ですが、緊急事態宣言が解除されたことから、同通知を廃止します。

しかしながら、感染拡大防止の観点から、引き続き、個別・具体の状況に応じて電
話、郵送、F A X、メール等を御活用いただくとともに、窓口へお越しの際は手洗い、
うがい、マスクの着用など感染拡大防止に御協力いただきますよう、貴協会員への周
知に御配慮ください。

担 当 資源循環推進課産業廃棄物グループ
廃棄物監視指導室指導グループ
監視グループ

電 話 052-954-6235

ファックス 052-953-7776

電子メール junkan@pref.aichi.lg.jp